

Weekly Report

第432号
平成29年11月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

28事務年度における所得税の調査等

◆40万件から8884億円の申告漏れ

国税庁によると、平成28事務年度に実施された所得税の調査等の件数は、実地調査が7万件、文書や電話、来署依頼により計算誤りなどを是正する簡易な接触が57万7千件で、計64万7千件のうち40万件に申告漏れ等の非違がありました。

把握された申告漏れ所得金額は8884億円（1件当たり137万円）で、追徴課税1112億円（1件当たり17万円）となっています。

なお、申告漏れ所得金額は、実地調査により1件当たり763万円（実地調査全体で5359億円）、簡易な接触では1件当たり61万円（全体で3525億円）が把握されています。

◆海外取引やネット取引等での注意点等

国税庁では、富裕層や無申告者をはじめ、海外取引、インターネット取引などに対する調査を積極的に行っています。

◎海外取引……居住者は、海外で得た所得（国外にある不動産や株式等による収益や、国外で支払われる預金等の利子など）は原則、申告する必要があります。5千万円超の国外財産を保

有している方には、財産の種類や価額等を記載した国外財産調書の提出が義務付けられています。

◎ネット取引……給与所得者がネットオークションやアフィリエイトなどで20万円を超える利益を得た場合は、雑所得として確定申告が必要です。

◎金地金等の譲渡……金や白金（プラチナ）を売却して譲渡益が生じた場合は原則、総合課税の譲渡所得として課税されます。なお、200万円超の取引は取扱業者から税務署に支払調書が提出されています。

「税務調査」勉強会のご案内

本勉強会では、事業を行っている以上回避することができない、「税務調査」がどのようなものか、問題となり易いポイントなどについて当事務所所属の税務署OB税理士が説明致します。

内容：①税務署の組織 ②税務調査の状況 ③事例紹介 ④結果に不服がある場合の救済策、他

日時：11月9日（木）14:00～16:00

会場：鈴木恒夫税理士事務所 3F研修室

参加費：無料

定員：20名 ※申込期限 11月6日（月）まで

主催：鈴木恒夫税理士事務所

申し込み：Tel 029-275-4333（担当：小林、柏原）

☆詳しくはホームページをご覧ください。

国外居住親族の扶養控除等を適用する場合

国外居住親族に係る扶養控除等を適用する方は、扶養控除等申告書を提出する際に「親族関係書類（親族であることを証明する一定の書類）」を併せて提出等します。また、年末調整を行う際には「送金関係書類（親族の生活費等を支払ったことを明らかにする一定の書類）」を提出等しなければなりません。

「送金関係書類」の提出等がない場合は、国外居住親族について扶養控除等を適用することはできませんのでご注意ください。